

[事案 2019-146] 損害賠償請求

・令和2年6月18日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人から案内がなく、団体取扱契約*の締結が遅れたことにより団体事務手数料が得られなかったとして、同手数料相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

(*) 従業員を被保険者とする法人契約等が一定数以上ある場合に、契約者である法人が、各契約の保険料を一括して保険会社に払い込むとともに、各契約の収納・保全等の一部事務を行うための経費として、保険会社から事務手数料を受け取る契約。

<申立人の主張>

従業員を被保険者とする団体保険契約の締結または継続に際して、保険会社が、平成17年9月から平成30年8月まで団体取扱契約を案内しなかったことは、信義則上の説明義務違反にあたり、これによって、本期間中の既払込保険料について、団体取扱契約の案内を受けていれば得られたはずである団体事務費相当の保険料減額を受ける機会利益を失ったので、同額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人とは団体取扱契約を締結しておらず、団体事務手数料発生の根拠である申立人による事務負担の実績はないので、事務手数料に対する実質的な損害がない。
- (2) 当社には、団体取扱契約を勧誘または説明する法的義務は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による団体取扱契約の説明状況等を把握するため、申立人の代表取締役および事務担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、信義則上の説明義務違反を理由とした、損害賠償は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 団体取扱契約締結後の事務実態について、申立人の代表取締役および事務担当者は、事務手続は簡略になった旨を述べており、申立人にとっては、保険料が安くなるうえ事務が簡略になり、メリットはあるがデメリットは見当たらないので、仮に団体扱いについて説明を受けていた場合に、団体扱いをしない選択はしなかったと考えられる。
- (2) 募集人作成の顛末書にも、団体扱いにすれば団体事務費等を差し引いた保険料を支払ってもらっただけで済むことに注力がいかなかったことや、団体扱いは契約者にメリットがあり、また、個人的なデメリットもなく、なぜ団体扱いにしなかったかについて、自分のことながら理解できない旨が記載されているが、募集人としては、より親切な対応として、申立人に対して団体扱いを勧めた方が良かったと考えられる。
- (3) 他方、申立人には、事情聴取を実施した代表取締役とは別の代表取締役も就任しており、その代表取締役が就任している関連会社も同一の募集人が担当していたところ、その関連

会社では団体扱いをしていることから、代表取締役は申立人が団体取扱契約を締結していないことを認識することができたとも考えられる。